

改 正 後	改 正 前
<p>標題の<u>こと</u>について、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>相続税及び贈与税の重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>第1 賦課基準</b></p> <p>通則法第68条第1項又は第2項に規定する「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は<u>仮装</u>し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (省略)</li> <li>2 (省略)</li> </ol> <p><b>第2 重加算税を課す場合の留意事項</b></p> <p><u>(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p><u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しないことに留意する。</u></p> <p><b>第3 重加算税の計算</b></p> <p>重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行令第28条の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があった後の税額から<u>隠蔽</u>又は<u>仮装</u>されていない事実のみに基づいて計算した税額（A）を控除して計算するのであるが、この場合、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (省略)</li> <li>(2) (省略)</li> </ol>	<p>標題の<u>こと</u>について、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第1項又は第2項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>相続税及び贈与税の重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>第1 賦課基準</b></p> <p>通則法第68条第1項又は第2項に規定する「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は<u>仮装</u>し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (同左)</li> <li>2 (同左)</li> </ol> <p><u>(新 設)</u></p> <p><b>第2 重加算税の計算</b></p> <p>重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行令第28条の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があった後の税額から<u>隠ぺい</u>又は<u>仮装</u>されていない事実のみに基づいて計算した税額（A）を控除して計算するのであるが、この場合、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (同左)</li> <li>(2) (同左)</li> </ol>